

プラント状況確認結果(令和3年8月18日～令和3年8月24日)

令和3年8月25日
福島県原子力安全対策課

令和3年8月18日～令和3年8月24日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(8月24日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.5	2.5	2.5	—
		压力容器 底部温度(°C)	27.7	33.1	30.9	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.00×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.05	0.04	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	32.8	31.5	27.4	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(8月24日午前10時)

最小 0.360 (MP-6) ~ 最大 1.055 (MP-4) μSv/h ⇒ [計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(8月23日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.46 Bq/L (港湾口)

~ 最大 17 Bq/L (遮水壁前)

⇒ [計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(8月23日採取分)

5、6号機放水口北側: 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.55 Bq/L

南放水口付近: 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.64 Bq/L

⇒ [計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(8月20日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約4.7Bq/L (5号機)
～ 最大240 Bq/L (1号機)

トラブルの概要(令和3年8月18日～令和3年8月24日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 増設雑固体廃棄物焼却設備建屋における火災報知器の作動について

8月18日午前11時57分頃、増設雑固体廃棄物焼却設備建屋において火災報知器が作動していることを協力企業作業員が発見しました。

状況は以下のとおりです。

- ・プラント設備への影響 確認中
- ・双葉消防本部への連絡時刻 午後0時11分(119番通報)

午後1時、当社社員が増設雑固体廃棄物焼却設備建屋において、火・煙がないことを確認しました。

その後、消防署の状況確認により、午後1時5分、火災報知器の誤作動であり、「非火災」と判断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

■ 雑固体廃棄物焼却設備(A)二次燃焼バーナーからの油漏れについて(続報)

雑固体廃棄物焼却設備(A)二次燃焼バーナー安全弁からの油の漏えいについて、その後の状況をお知らせします。

現場確認の結果、軽油ライン内の圧力が上昇し、安全弁の動作に至ったことが確認されました。

8月18日、パラメータ(軽油圧力や二次燃焼器の温度等)の確認を行いながら起動操作を行い、午後10時5分に雑固体廃棄物焼却設備(A)の焼却運転を開始しました。

8月19日午後2時33分現在、軽油ラインの内圧の上昇は見られていません。また、運転状況に異常の無いことを確認しました。

今後、運転状態について確認してまいります。

なお、本件については、8月2日に双葉消防本部より「危険物の漏えい事象ではない」との回答をいただいております。

詳しくはこちら [\(1\)](#) ご覧ください。

■ 運用補助共用建屋 1 階における火災報知器動作について

本日（8 月 22 日）午前 8 時 20 分、運用補助共用建屋において火災報知器が作動していることを当社社員が発見しました。

状況は以下のとおりです。

- ・ 発生場所 運用補助共用建屋 1 階
- ・ プラント設備への影響 影響なし
- ・ 双葉消防本部への連絡時刻 午前 8 時 23 分（119 番通報）

その後、消防署の状況確認により、午前 9 時 21 分、火災報知器の誤作動であり、「非火災」と判断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

*** 実施計画及び監視項目に関する解説**

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では 1 Bq/cm³ 以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では 60℃（1号機）または 65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）